

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	保健所
---------	-----

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
健康診断料	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 医科診療報酬点数表の特掲診療料に該当するもの				
	排出物、滲出物及び分泌物の培養検査	件	400	440	40
	採血		診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表により算定した額		-
	その他の検査及びレントゲン診断		診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表により算定した額の80/100。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。		-
その他の診療料及び検査料			診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表により算定した額		-

【備考（排出物、滲出物及び分泌物の培養検査）】

改正前後（案）（改正なし）
1 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第7号イに規定する食品等取扱者、給食施設従事者、水道法（昭和32年法律第177号）による水道従事者及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による貯水槽の掃除の作業者に係る検査に限る。

【備考（その他の診療料及び検査料）】

改正前後（案）（改正なし）
1 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第二第6号に規定する療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等及び同表第8号に規定する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当しない診療及び検査（以下「課税診療」という。）にあつては、上記使用料の額に知事が定める率を乗じて得た額を加算する。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。